プロジェクト　料金規制

項目　IASB ディスカッション・ペーパー
「料金規制の財務上の影響の報告」に関する ASAF 対応（案）

I.　本資料の目的

1. 2014 年 12 月 4-5 日に開催予定の ASAF では、2014 年 9 月 17 日に国際会計基準委員会（IASB）から公表されたディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」（以下、「本 DP」という。）に対する予備的見解を求められている。本資料は、ASAF への対応を纏めたものである。

II. IASB における検討の経緯

2. IASB は、料金規制の効果を適切に財務諸表に反映させるために、料金規制活動の会計基準の設定を目指して、2009 年 7 月に公開草案を公表した。しかし、論点の複雑さを理由として、2010 年 9 月に同プロジェクトの継続は困難との判断を行った。

3. その後、IASB は 2011 年 7 月に「アジェンダ協議 2011」を公表し、その中で、料金規制活動のプロジェクトを再開すべきかどうかを質問した。IASB は、アジェンダ協議に対して寄せられた意見を踏まえ、2012 年 9 月に同プロジェクトを調査研究プロジェクトとして再開した。

4. IASBは、2013 年 3 月に「情報要請」（RFI）を公表しており、これに対する回答を踏まえて審議を重ねてきた。IASBは、2014 年 1 月に、当面の基準としてIFRS第 14 号「規制繰延勘定」を公表しているが、調査研究プロジェクトも並行して進めており、当該プロジェクトの一環として、2014 年 9 月 17 日に本DP（コメント提出期限：2015 年 1 月 15 日）を公表している。

III. 本 DP 公表の目的

5. 本 DP 公表の目的は、以下について意見を求めるためである。
   (1) 料金規制対象企業を対象外の企業と区別する特性は何か。料金規制対象企業の特性としては、例えば、以下のようなものが考えられる。
   - 顧客は、料金規制対象企業から財又はサービスを購入する以外に選択肢がない（又は、ほとんどない）状態にある。
   - 料金規制対象企業は、財又はサービスの品質及び供給量を維持するよう求

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

められている。

- 顧客にとって安定的で、かつ、料金規制対象企業の財務的存続可能性が維持できるような料金設定が行われている。

(2) 料金規制対象企業に発生する特別の権利及び義務は何か。

(3) 発生する特別の権利及び義務に鑑みて、料金規制対象企業に対して特別な会計処理を開発する必要があるか。考えられる会計処理としては、規制繰延勘定の認識、原価の繰延べと前倒し計上(accelerating)、収益の繰延べと前倒し計上、両者の組み合わせ等が含まれる。

(4) 財務諸表の利用者は、料金規制対象企業に対して投資意思決定を行う際にどのような情報を必要としているか。

6. IASB は、本 DP に寄せられたコメントを踏まえて検討を行い、料金規制のための特別な会計処理を定める会計基準の開発を行うか否かについて決定するとしている。

IV. 本 DP の概要

7. 本 DP において示されている論点は、以下の通りである。

(対象範囲)

8. IASBは、「定義された料金規制」と命名した料金規制の形態に絞って検討を進めることを提案している。このため、本DPでは、この形態の料金規制が、IFRSの一般的な要求事項を改変すべき権利及び義務の組合せを創出するのかどうかについて検討を行っている。なお、IASBは、この「定義された料金規制」の暫定的な記述は、当プロジェクトの範囲を永久的に確定することを意図したものではないとしている。

9. 「定義された料金規制」は、不可欠な財又はサービスを合理的な価格で購入するという顧客のニーズと、資本調達を行い、財務的な存続可能性を維持するという企業のニーズをバランスさせるものである。「定義された料金規制」は、以下のすべてを含んだ規制上の価格設定（料金設定）の枠組みを伴う。

(1) 顧客が以下の理由により財又はサービスを料金規制対象企業から購入する以外の選択肢がほとんど又は全くない状況で適用される。
  ① 供給のための有効な競争がない。
  ② 料金規制の対象である財又はサービスが顧客にとって不可欠である（清潔な水や電気など）。

(2) 料金規制の対象である財又はサービスの供給及び企業の他の料金規制対象活動の利用可能性及び質を維持するための変数を設定する。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(3) 次のような規制上の保護を提供する料金（価格又は料率と呼ばれることもある）のための変数を設定する。

① 顧客に対する価格の安定性の増大を支援する。

② 料金規制対象企業の財務的な存続可能性を支援する。

(4) 料金規制対象企業及び料金規制機関に対して強制可能な権利及び義務を創出する。

10. 「定義された料金規制」の料金設定の枠組みは、以下を設定する。

(1) 「収益必要額」(「許容収益」又は「認可された収益」と呼ばれることもある)。これは企業が所定の料金規制対象活動を一定期間にわたり遂行するのと交換に権利を得る対価の合計額である。

(2) 企業が料金規制の対象である財又はサービスを規制対象期間中に提供することに対して顧客に請求する単位当たりの規制料金（料率）。

11. 「定義された料金規制」については、規制料金の計算に使用される仕組みには、現在までに発生した収益必要額と顧客に請求した金額との間の所定の差異を解消するための規制上の調整の仕組みが含まれる。この規制上の調整の仕組みは、料金規制対象企業が稼得する金額が、権利を得る収益必要額及び関連する純利益又はリターンより多くも少なくもならないようにすることを図るものである。料金に対する規制上の調整は、料金の増減が繰り延べられる場合に貨幣の時間価値を反映することも図るものである。

12. 「定義された料金規制」は、所定の差異を企業が回収する権利又は返還する義務（規制繰延勘定残高）を財政状態計算書において資産又は負債として認識する根拠となる権利と義務の組合せを創出すると指摘している者もいる。

（会計処理）

13. 本 DP では、規制繰延勘定残高が概念フレームワークの資産及び負債の定義を満たすかどうか（資産及び負債の議論）について対立する見解が検討されている。

14. 上記に加え、本 DP では、以下の代替的アプローチについて検討されている。

(1) 権利と義務のパッケージを無形資産（ライセンス）として取り扱う（IAS 第 38 号「無形資産」の修正)。

(2) 規制会計の要求事項を用いて、一般目的の財務報告を行う。

(3) 以下のいずれかを要求する基準を開発する。

① 原価の繰延べ・前倒し

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

②　収益の繰延べ・前倒し ③　上記①と②の組み合わせ (4) 規制繰延勘定残高の認識を禁止する（開示のみで対応する）。

（IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」）

15. 本 DP では、IFRS 第 14 号について、開示要求を追加又は削除すべき箇所がないか否かについてコメントを求めている。

（その他の論点）

16. 本 DP では、寄せられたコメントを踏まえ、IASB が検討を行う必要があるかもしれない他の要求事項について検討を行っている。これには、次の事項が含まれている。
(1) 生活協同組合の会計処理
(2) 他の会計基準との関係
① IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」
② IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」
③ IAS 第 12 号「法人所得税」及び IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」
④ IFRS 第 3 号「企業結合」
⑤ IFRS 第 9 号「金融商品」

V.　ASBJ におけるこれまでの審議

（2014年11月18日の企業会計基準委員会）

17. 2014年11月18日の企業会計基準委員会では、以下の通り「コメントの方向性（案）の骨子」を審議した。

（検討のアプローチ）

(1) 料金規制について特別な会計処理の開発が必要かどうかを議論するための共通の出発点を提供するために、検討の対象範囲は当初限定的にすべきであると考える。このため、本 DP における検討のアプローチについて基本的に支持する。（質問 3）

（定義された料金規制）

(2) 特別な会計処理の開発が必要かどうかを議論するために対象範囲を限定的な

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ものとする場合、検討対象とする「定義された料金規制」は、経営者の行動や市場の動向よりも料金規制の強度（料金規制企業の財政状態、財務成績、キャッシュ・フローに大きな影響を受けること）が重要な要素となることを前提とすべきと考える。このような観点から、提案されている「定義された料金規制」の特徴は、この目的を達成する上で十分な強度を有していると考えられる。なお、「定義された料金規制」の各要件について、どの程度、緩和することが可能かについては、今後追加的な検討を行う予定である。質 問4、5）

（特別な権利及び義務・特別な会計処理）

(3) 「定義された料金規制」は、各々の特性の組み合わせによって、特別な権利及び義務を生み出すと考えられる。このうち、最も特徴的な権利及び義務の一つが、将来の料金変更を通して収益必要額と請求額の差額を回収する権利又は返還する義務を有する旨である。（質問6）

(4) 「定義された料金規制」において創出される権利及び義務は、概念フレームワーク（CFW）のプロジェクトにおいてこれまで暫定決定されている資産及び負債の定義及び認識規準を概ね満たすと考えられる。

(5) 当該権利及び義務について、どのような会計及び開示上の要求が必要かについては、現行の会計基準によった場合に当該権利及び義務についての判断基準や適用のあり方が不明確又は不十分等の理由から対応が不十分と判断された場合には、別個の会計基準を開発することが考えられる。（質問6、7）

(6) なお、別個の会計基準の開発が必要と考えられた場合における具体的な会計処理については、今後、検討することを予定している。（質問6、7）

（本日の企業会計基準委員会[1]）

18. 本日の企業会計基準委員会では、「定義された料金規制事業」の特徴から導かれる権利及び義務を資産や負債として認識すべきか否か、また、その場合における方法について、審議事項(3)-1において分析及び回答の方向性（案）を示している。

VI. ASAFにおける発言の方向性（案）

19. ASAFでは、本DPに対する予備的見解を求められている。これまでのASBJでの審議を踏まえ、資産性及び負債性に絞って、以下の主旨の発言することでどうか。

(1) 定義された料金規制から発生する規制繰延勘定残高（＝収益必要額―対顧客請

[1] 詳細は、「審議事項(3)-1」をご参照いただきたい。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

求額）は、IASBにおける直近の概念フレームワークに関する暫定決定をベースとすれば、資産及び負債の定義及び認識規準を満たさないと結論づけることは困難と考えられる。

(2) しかしながら、我々は、上記分析によって、直ちに規制資産又は規制負債を財政状態計算書に表示すべきと結論づけるべきかについて、更に検討が必要と考えている。これは、概念フレームワークに関する暫定決定をベースとした資産及び負債の定義及び認識規準が十分に堅牢でない可能性があるからである。仮にそうである場合、概念フレームワークを最終化する前に、資産及び負債の定義や認識規準について更に見直す必要があることを示すものかもしれない。

ディスカッション・ポイント
ASAF における発言の方向性（案）について、ご質問やご意見があれば頂きたい。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。